

公立大学法人静岡文化芸術大学役員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡文化芸術大学定款（以下「定款」という。）第13条に規定する役員会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 役員会は、定款第16条に掲げる事項について審議する。

2 定款第16条第1項第6号に定める重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 法人及び法人が設置する静岡文化芸術大学（以下「大学」という。）の管理及び運営に関する基本方針
- (2) 年度別事業計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- (4) 学生納付金の金額の設定及び改定
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 教員研究費の配分の基本方針
- (7) 他大学及び研究機関との交流又は提携に関する基本方針
- (8) 学則等の重要な諸規定の制定及び改廃
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、重要と認めるもの

(招集)

第3条 役員会は、定款第14条第1項及び第2項の規定に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、役員会を招集するときは、開催の3日前までに、日時、場所、議題その他必要な事項を書面により理事及び監事に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(議長)

第4条 役員会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 理事長が欠席の場合は、定款第9条第3項の規定に基づき理事長があらかじめ指定した順序により、理事が議長となる。

3 議長は、開会及び閉会を行い、会議の運営を主宰し、その秩序を維持する。

(議案)

第5条 役員会への議案の提出は、議長が行う。

(発言)

第6条 発言は、すべて、議長の許可を得てしなければならない。

(採決)

第7条 議案について採決をする場合には、口頭又は無記名投票の方法により、議長がこれを定める。

2 口頭による採決は、付議事項について異議の有無を問う方法によることができる。

(役員以外の者の出席)

第8条 議長は、審議事項に関する説明又は意見を聴くため、必要に応じて役員以外の者を出席させることができる。

(傍聴)

第9条 役員会の会議は公開しない。ただし、議長が相当と認めた場合は、傍聴を許可することができる。

2 傍聴人は発言することができない。

(議事録)

第10条 議長は、役員会を開催したときは、日時、場所、議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及び出席した役員のうちから議長が指名した者2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

(事務)

第11条 役員会に関する事務は、総務室において処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、役員会の運営に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。